

○小諸市空き店舗等活用創業支援事業補助金交付要綱

平成27年3月25日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で創業する事業者等を支援するとともに空き店舗等の解消を図るため、市内にある空き店舗等を活用し、店舗を新規に開設する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、小諸市補助金等交付規則（昭和36年小諸市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人若しくは、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、市内において新規で開業することをいう。
- (2) 事業者等 次に掲げるものをいう。
 - ア 小売業、飲食店又はサービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を除く。）を営もうとする中小企業者又は市長が特に認めるもの
 - イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による認証を受けたもの
- (3) 空き店舗等 商業（サービス業を含む。）又は事務所の用に供していた施設で3月以上利用されていない建物、小諸市空き家情報登録制度に登録されている空き家（同一建物内に住宅部分がある場合は店舗部分のみ）又は空地をいう。
- (4) 店舗 第2号アに掲げる事業を営む店舗をいう。
- (5) 商店街団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合又はこれと同等と市長が特に認める団体をいう。

(補助金の対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
1 空き店舗等への出店の用に供するため の改修費又は新・改築費及び附帯施設の	1、2 合計の3分の1以内。ただし、30万 円を限度とする。

設置に要する経費	
2 空き店舗等への出店の用に供するための店舗の購入に要する経費（土地の購入に要する経費は除く。）	

（補助金の交付の条件）

第4条 次の各号に掲げる事項を補助金交付の条件とする。

- （1） 小諸商工会議所経営指導員の指導を受けたもの
- （2） 補助金交付申請書の申請内容に基づき店舗として3年以上活用すること。
- （3） 補助事業終了時まで小諸市に住民登録していること。
- （4） 市区町村税に滞納がないこと。
- （5） 小諸市小諸宿周辺地区まちづくり要綱（平成11年小諸市告示第7号）第7第1項の規定によりまちづくり協定を締結した地域において、空き店舗等の修理、改築等によりその外観が変わる場合は、当該地域の歴史及び文化性を尊重し、街並み及び景観形成に配慮すること。
- （6） 店舗等が所在する区域の商店街団体及び小諸商工会議所に加入すること。
- （7） 空き店舗への出店に要するための改修又は新改築及び付帯施設の設置を行う施工業者は、市内に事業所を有する者又は小諸市に住民登録がある個人の事業主とすること。

（補助等の重複禁止）

第5条 この要綱の規定による補助を受けようとするものは、時期を同じくして、他の規定による同種の補助等と重複して受けることはできない。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条に規定する申請書は、小諸市空き店舗等活用創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- （1） 補助事業に係る開業計画書
- （2） 補助事業に係る収支予算書
- （3） 空き店舗等の位置図及び施行前の写真
- （4） 空き店舗等に係る賃貸契約書の写し
- （5） 空き店舗等の改修又は新・改築に係る図面及び見積書

- (6) 空き店舗等の購入に係る売買契約書の写し
- (7) 空き店舗等の期間を証明する書類
- (8) 市区町村税の納税証明書
- (9) 商店街団体及び小諸商工会議所の意見書
- (10) 印鑑証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の変更等（内容の変更、事業の中止、廃止）をするときは、小諸市空き店舗等活用創業支援事業変更届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、小諸市空き店舗等活用創業支援事業実績報告書（様式第3号）によるものとし、添付する関係書類は、次の各号に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業に係る領収証又は支出を証する書類の写し
- (3) 店舗等の用に供している写真
- (4) 商店街団体及び小諸商工会議所加入証明書
- (5) 住民票
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、小諸市空き店舗等活用創業支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、補助事業者が規則第16条に規定するもののほか、第4条の条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

小諸市空き店舗等活用創業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)小諸市長

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者 

小諸市空き店舗等活用創業支援事業補助金交付要綱(年 月 日告示第 号)の規定による補助金の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業計画概要

(2) 空き店舗等の所在地

(3) 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

(4) 開店予定日 年 月 日

3 補助金交付申請額 円

4 収支予算 単位:円

支 出		収 入	
区 分	金 額	区 分	金 額
		市 補 助 金	
		自 己 資 金	
合 計		合 計	

様式第2号(第7条関係)

小諸市空き店舗等活用創業支援事業変更届出書

年 月 日

(宛先)小諸市長

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者



年 月 日付小諸市指令第 号で補助金の交付決定のあった
年度小諸市空き店舗等活用創業支援事業について下記のとおり変更(事業内容の
変更、中止、廃止)します。

記

1 事業変更(事業内容の変更、中止、廃止)の理由

2 事業変更(事業内容の変更、中止、廃止)の内容

様式第3号(第8条関係)

小諸市空き店舗等活用創業支援事業実績報告書

年 月 日

(宛先)小諸市長

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者 

年 月 日付小諸市指令第 号で補助金の交付決定のあった
年度小諸市空き店舗活用創業支援事業について下記のとおり実施したので、関係
書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
 - (1) 事業実施内容
 - (2) 空き店舗等の所在地
 - (3) 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日
 - (4) 開店日 年 月 日
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 収支決算(予定) 単位:円

支 出		収 入	
区 分	金 額	区 分	金 額
		市 補 助 金	
		自 己 資 金	
合 計		合 計	

様式第4号(第9条関係)

小諸市空き店舗活用事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)小諸市長

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者 

年度小諸市空き店舗等活用創業支援事業補助金について下記のとおり交付を
請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先 金融機関名
口座番号 (普通・当座)
口座名義

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)